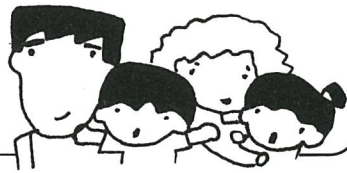


★申告書の提出期限は
3月15日です



**住民税・所得税の申告は
二月十六日から
受付ます**

一年の総決算ともいえる住民税の申告と、所得税の確定申告の季節となりました。

今年こそは申告期限ぎりぎりになってあわてないよう、早目の準備が大切です。

三月に入ると窓口は大変混みあい、長時間待つていただくこととなります。相談や申告は早めにおすすめしましょう。(ただし土曜の午後と日曜を除きます) サラリーマンでも所得税の確定申告をしなければならぬ場合

合や、したほうが得な場合があります。

「しなければならぬ場合」

- ①給料・賞与の総額が一千五百万円を超えるとき
- ②二カ所以上から給与をもらったとき
- ③給与以外の所得が二十万円を超えるとき(ただし、二十万円以下でも住民税の申告は必要になります)

「したほうが得な場合」

- ①マイホームを取得したとき
- ②火災や風水害、盗難などの被害を受けたとき

税務署 所得税の出張相談

日	時	相談会場
2月25日	9時30分～16時	八日市場市役所

税理士の無料相談

日	時	相談会場
3月4日	9時30分～15時30分	役場2階会議室

税務署 譲渡所得と贈与税の出張相談

日	時	相談会場
3月5日	9時30分～16時	役場2階会議室
3月6日	9時30分～16時	役場2階会議室

還付申告

二月十五日以前でも

所得税の還付申告は二月十五日以前でも受けつけますが、口座振替の場合はつぎのことを必ず記入してください。

- ◎還付金を受けとる銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合の名称、本店(所)名、預金の種類、口座番号(いずれも還付金を受けとる本人のものに限ります。)

- ③病気や出産などで多額の医療費を支払ったとき
 - ④会社などを年の途中でやめて再就職していないとき
- くわしいことは次のところにお問い合わせください。

税務署

0479-21571

役場税務課

01213

有線 205101

**町の申告相談と
受付**

二月十六日～二月末日
税務課で

三月一日～十五日
役場 二階会議室

平日 九時～十六時
土曜日 九時～十一時

お気軽にご相談ください。

**今月は
国民年金
2月分の納期です**

**ご存知ですか
精神衛生相談**

相談日 毎月第二・第四金曜日
時間 午後二時
場所 八日市場保健所

なお、詳しいことは八日市場保健所予防課精神衛生係 Tel 04797-21281 にお問い合わせください。

税の

よろず相談会

日時 二月十二日 十時～十五時
場所 光町商工会館
税理士による無料相談です。